

第53回

法律研究部で活躍する若手に聞く～医療過誤法部 編～

聞き手：新進会員活動委員会委員 伊藤 慶太 (64期)

法律研究部で活躍する若手に聞くシリーズ第7弾として、前回のインターネット法律研究部に引き続き、今回は、医療過誤法部にご所属の松田ひとみ会員(63期)にお話を伺いました。



松田ひとみ会員 (63期)

— 医療過誤法部の概要について教えていただけますか。

医療過誤法部では、8月、12月を除いて月に1回定例会を開催しており、医療過誤に関する裁判例の研究等を行っています。毎回の参加者は20名程度ですが、部員である弁護士だけでなく、医師、看護師、薬剤師などの医療関係者が毎回少なくとも4～5名は参加しています。

また、東京弁護士会が毎年発刊する「法律実務研究」に論文を掲載して研究成果を発表しており、毎年医療過誤法部に所属する会員が執筆を担当しています。

— 医療過誤を業務として扱っている部員が多いのでしょうか。

医療過誤を扱っている部員は多いですが、業務として扱っていないものの、興味があって参加しているという部員も

いらっしゃいます。医療過誤を扱っている部員は患者側・病院側が半々ぐらいです。

— 医療の専門知識の理解がなければ参加することは難しいのでしょうか。

特に専門知識を持っていることは要求されません。定例会では発表の担当者が事前にレジュメを配布しますので、わからないことがあれば調べてから定例会に臨むことができますし、医療の専門用語も発表の際に解説がありますので、専門知識を持っていなくても十分議論に参加することができます。

— 定例会ではどのような活動をされているのですか。

定例会では、毎回1名の発表担当者が、自由にテーマを決定して医療過誤に関する裁判例を調査して発表を行い、その後質疑応答とディスカッションを行います。

定例会の後には毎回懇親会も行っていますので、部員同士の交流を深めることができ、私も定例会やその後の懇親会に参加することで多くの部員と知り合うことができました。また、懇親会において、医療関係者にとって当たり前過ぎて医学書には書かれていないことを教えていただいたこともありました。

— どのようなきっかけで医療過誤法部に入部されたのですか。

弁護士になる前は理学療法士として病院及び行政機関においてリハビリテーションの仕事をしていたので、医療にまつわる法律関係にはもともと興味がありました。私が勤務していた病院も医療過誤訴訟を提起されたことがあるのですが、判決後、その訴訟を契機に、病院のシステムが改善されました。判決という終わり方だったので、システムの改善を原告の方をご存じないかも知れません。ただ、巨大病院のシステムはそうそう変わるものではないため、現場の職員として非常に関心を持ちました。

弁護士登録をして最初に入った事務所は医療過誤を扱う事務所ではありませんでしたが、司法修習時代の民事弁護教官に医療問題に関心があると話をしたところ、医療過誤法部を紹介していただいたことがきっかけで入部しようと思いました。

— 医療過誤法部に入って良かったことはありますか。

私は会派の活動を行っていないため、他の会員と交流する機会があまりないのですが、部の活動を通して多くの部員と知り合うことができました。また、期が上の弁護士の方々の意見を聞けることや、定例会に参加していただいている医師の中でも意見が分かれることがあり、医療の専門家から様々な意見を聞けることが良い経験となっています。

— 印象に残っている活動を教えてください。

これまでに定例会で3回発表を行いました。昨年の5

月の定例会で行った「骨折治療における治療義務違反について」と題する発表が一番印象に残っています。そこでの質疑応答とディスカッションの成果をまとめて、「法律実務研究」に論文を掲載することになりました。

私は理学療法士として働いていたので、骨折の一般的な治療方法等の医学的な知識は一応持っていましたが、論文の執筆にあたっては、読み手である会員にもわかりやすいように専門用語を解説しなければならないため、図書館に何度も通って医学書を読み込んだりしました。また、ロースクールに入学した時点から医療の現場を離れているので、その点にも留意するようにしました。裁判例の調査なども苦労が多かったですが、部員の方々に論文の原稿を見ていただき、貴重な意見をうかがうことができましたので私自身大変勉強になりました。

— 最後に、医療過誤法部の魅力をお話いただけますか。

期の上下を問わず多くの部員と知り合うことができますし、経験談をうかがうことで自分の業務にも役立つことが多々あります。また、定例会には部員の弁護士だけではなく、医療の専門家も参加しているので、様々な立場から意見をうかがうことができますので、医療の専門家の知り合いがいない若手会員にとっては大変貴重な機会になっていると思います。

医療過誤を業務として扱ってなくても興味があれば誰でも入部でき、実際に医療過誤を扱う機会のないインハウスの部員もいます。若手の会員が定例会の発表や「法律実務研究」の執筆等で活躍できる場面が多くありますので、医療過誤に興味がありましたら、是非、参加してください。お待ちしております。